

鳥取県公報

平成12年 3月31日 (金)
号外第42号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 訓 令	鳥取県公印規程の一部を改正する訓令 (総務課)	1
	鳥取県文書管理規程の一部を改正する訓令 (〃)	2
	職員の任免発令規程の一部を改正する訓令 (職員課)	5
	現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令 (〃)	6
	鳥取県職員労働安全衛生管理規程の一部を改正する訓令 (〃)	7
◇ 告 示	指定老人訪問看護事業者の指定 (医務薬事課)	7
	指定老人訪問看護事業者の廃止 (〃)	8

訓 令

鳥取県訓令第6号

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成12年 3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令

鳥取県公印規程 (昭和26年鳥取県訓令第21号) の一部を次のように改正する。

別表2の項第3号中「消防防災課長」を「消防課長」に改め、同表11の項を次のように改める。

11 課長印 第1号	鳥 取 県 何 部 何課長印	21ミリメートル平方	主 務 課 長	
---------------	----------------------	------------	---------	--

別表12の項第3号中「児童家庭課長」を「子育て支援課長」に改め、同表20の項中

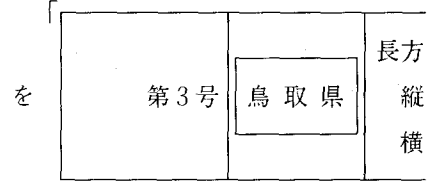
第3号

鳥
取
県

第4号

鳥 取

県	だ円形 縦 17ミリメートル 横 12ミリメートル	社会保険 事務所長	健康保険及び船員保険に係る小型証明書類証明用
	長方形 縦 5ミリメートル 横 10ミリメートル	主務課長 機関の長	小型証明書類の承認又は訂正用



形	5ミリメートル 10ミリメートル	主務課長 機関の長	小型証明書類の承認又は訂正用
---	---------------------	--------------	----------------

に改め、同表中21の項を削り、22の項を21の項と

し、23の項を22の項とする。

附 則

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

鳥取県訓令第7号

鳥取県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成12年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県文書管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県文書管理規程（平成5年鳥取県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 地方機関等」を「第3章 地方機関」に改める。

第2条第1項中「平成6年3月」を「平成6年」に、「昭和49年7月」を「昭和49年」に、「地方機関等」を「地方機関」に、「昭和39年3月」を「昭和39年」に改め、「及び同条第5項に規定するその他の機関」を削り、同条第3項中「及び秘書課の内部組織として設置された広報室（以下単に「広報室」という。）をいう」を「をいう。以下同じ」に改め、同条第4項中「地方機関等」を「地方機関」に改め、同条に次の1項を加える。

6 この訓令において「協議等文書」とは、起案文書以外の文書であって、所管課の長又は地方機関（内部組織を置く地方機関にあつては、内部組織とする。以下この項において同じ。）の長以上の職にある者にその内容を協議し、かつ、所管課又は地方機関の職員が組織的に用いることについて所管課の長又は地方機関の長の確認を受けたものをいう。

第3条中「地方機関等」を「地方機関」に改める。

第4条第1項中「地方機関等」を「地方機関」に改め、同条第2項中「（広報室にあつては課長補佐に相当する職にある者とする。）」を削り、「地方機関等」を「地方機関」に改め、同条第4項中「地方機関等」を「地方機関」に改める。

第5条第1項第3号中「秘書課」を「総務課」に改める。

第13条の見出し中「事務処理」を「決裁」に改め、同条中「受付文書の処理その他本庁等の事務に係る」を削る。

第15条第2項後段を削り、同条の次に次の1条を加える。

(施行文書の発信名義)

第15条の2 施行文書の発信名義は、法令等に特別の定めがある場合を除き、当該施行文書の種別及び受信者に
 応じて、別表第1に定めるところによるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、受付文書に対する回答に係る施行文書の発信名義については、当該受付文書の受
 信者名とすることができる。

第16条ただし書中「同項第1号に掲げる事案に係るものに限る」を「以下「軽易文書」という」に改める。

第19条第1項中「第14条第2項に規定する起案文書（以下「軽易文書」という。）を「軽易文書」に改める。

第25条の次に次の1条を加える。

(協議等文書の確認)

第25条の2 第2条第6項の確認は、当該協議等文書の余白に協議者の区分及び協議年月日を記載した上、所管
 課の長が署名又は押印することによりするものとする。

第26条第1項第2号を次のように改める。

(2) 軽易文書、余白起案文書

第28条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第30条第3項中「前項」を「前2項」に改める。

第35条に次の1項を加える。

2 協議等文書その他の職務上作成した台帳、業務に関する資料等のうち起案文書以外のもの（以下「協議等文
 書等」という。）は、別に定めるところにより、所管課において整理するものとする。

第36条第1項中「完結文書」の次に「及び協議等文書等（以下「完結文書等」という。）を、「において」の
 次に「書棚その他の保管用具に収納し、職員が常に利用できる状態で」を加え、同条第2項中「完結文書」を
 「完結文書等」に改める。

第37条及び第38条中「完結文書」を「完結文書等」に改める。

第3章の章名中「地方機関等」を「地方機関」に改める。

第39条、第40条（見出しを含む。）、第43条及び第44条中「地方機関等」を「地方機関」に改める。

第47条第2項中「(昭和22年逓信省令第34号)」を削り、同条第3項中「地方機関等」を「地方機関」に改める。

第49条及び第51条中「地方機関等」を「地方機関」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第15条の2関係）

発信名義	施行文書の種別	受信者
知事。ただ し、法令の 規定による 権限が他の 者に存する ときは、そ の者	1 条例、規則、告示、公告及び訓令	1 国の行政機関の長、次官その他これらに 準ずる者
	2 指令書、裁決書、決定書、議案書、契約 書その他これらに類する文書	2 都道府県知事
	3 申請、協議、通知、依頼等の文書で特に 重要なもの	3 市町村長
	4 辞令、表彰状、証書その他これらに類す る文書	4 個人又は法人その他の団体の代表者
	5 その他知事名によることが適当と認めら れる文書	5 知事以外の者を発信名義とする場合あつ ては、1から4までに掲げる者又はこれら に準ずる者
出納長、部 長又は水産 振興局長	1 申請、協議、通知、依頼等の文書で重要 なもの	1 国の行政機関の局長、部長その他これら に準ずる者
	2 その他出納長名、部長名又は水産振興局 長名によることが適当と認められる文書	2 国の行政機関の地域事務所の長 3 都道府県の局長又は部長

		4 都道府県の地方機関の長 5 市町村の地方機関の長 6 個人又は法人その他の団体の代表者 7 本庁の部長 8 地方機関の長
課長	1 照会、資料の送付、通知、依頼等の文書で軽易なもの 2 その他課長名によることが適当と認められる文書	1 国の行政機関の課長その他これに準ずる者 2 国の行政機関の地域事務所の長又はその内部組織の長 3 都道府県の課長 4 都道府県の地方機関の長 5 市町村の課長 6 市町村の地方機関の長 7 個人又は法人その他の団体の代表者若しくはこれらの内部組織の長 8 本庁の課長 9 地方機関の長

別表第2中

秘書課	秘	を	総務課	総	に、	企画課
県民室	県民		県民室	県民		
総務課	総		広報課	広		

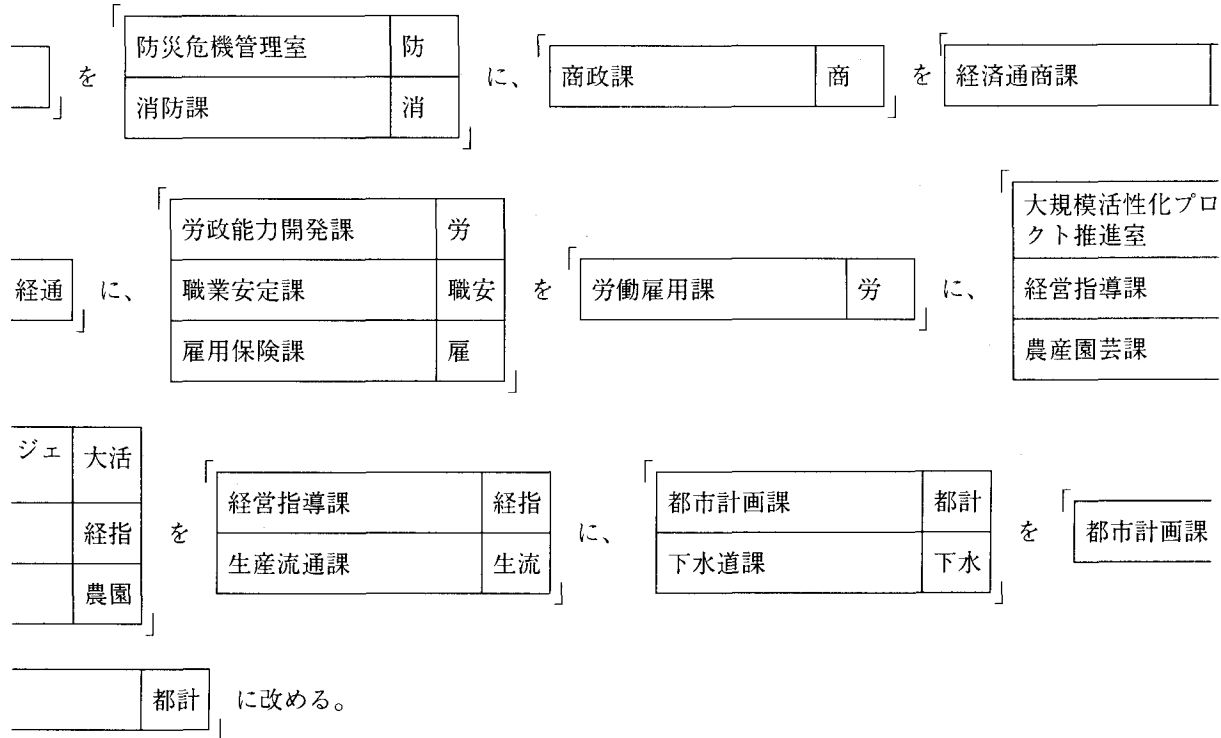
企	を	企画課	企	に、	文化振興課	を	文化振興課	文振	を	国民文化祭
		情報政策課	情政							

推進室	文振	に、	女性青少年課	女青	を	男女共同参画推進課	男女	に、	福祉
	国文								

保健課	福	を	福祉保健課	福保	に、	児童家庭課	児	を
-----	---	---	-------	----	----	-------	---	---

子育て支援課	子育	に、	健康対策課	健	を	健康対策課	健
			保険課	保			
			国民年金課	国			

に、	廃棄物対策課	廃対	を	廃棄物・再資源対策課	廃対	に、	消防防災課	消
----	--------	----	---	------------	----	----	-------	---



附 則

(施行期日)

- この訓令は、平成12年4月1日から施行する。
(鳥取県文書の整理、保管及び保存に関する規程の一部改正)
- 鳥取県文書の整理、保管及び保存に関する規程(昭和26年鳥取県訓令甲第20号)の一部を次のように改正する。
目次中「第3章 地方機関等」を「第3章 地方機関」に改める。
第2条第1項中「第35条」を「第35条第1項」に改め、「完結文書」の次に「及び同条第2項に規定する協議等文書等」を加え、同条第2項及び第3項中「地方機関等」を「地方機関」に改める。
第3章の章名中「地方機関等」を「地方機関」に改める。
第23条第1項、第24条及び第26条中「地方機関等」を「地方機関」に改める。
第27条中「地方機関等」を「地方機関」に、「前4条」を「第23条から前条まで」に改める。
第1号様式備考中「地方機関等」を「地方機関」に改める。
(鳥取県施行文書書式規程の一部改正)
- 鳥取県施行文書書式規程(昭和32年鳥取県訓令第8号)の一部を次のように改正する。
第3条第3号中「及びその他の機関」を削る。
別表の第8中「及びその他の機関」を削る。

鳥取県訓令第8号

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成12年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令

職員の任免発令規程（昭和39年鳥取県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表の第3中「出納長」の次に「、病院事業の管理者」を加え、同表の第3の1を次のように改める。

1 任命

(イ)

……に任命する

報酬月額（給料月額）……円を給する

任期は……年……月……日までとする

(イ) 職名とする。(常勤の場合には「…(常勤)」とする。)

○病院事業の管理者の場合には「行政職……級……号給相当額を給する」とする。

附 則

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

鳥取県訓令第9号

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成12年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程（昭和43年鳥取県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

別表廃棄物対策課の項中「廃棄物対策課」を「廃棄物・再資源対策課」に改め、同表消防防災課の項中「消防防災課」を「消防課」に改め、同項の次に次のように加える。

経 済 通 商 課	計量係の職員のうち	作業服（上衣）	2	60	図1のうち上衣のとおり
	計量器等の検査の業務	作業服（夏上衣）	2	60	図2のとおり
	に従事する職員	作業服（ズボン）	2	60	図1のうちズボンのとおり
		安全靴	1	48	

別表皆成学園の3の項中「指導部の職員のうち部長及び」を「育成課の職員のうち」に改め、同表皆成学園の4の項中「指導部及び養護部の職員のうち養護部長及び保育士の職務」を「入所児の養護の業務」に改め、同表計量検定所の項を削り、同表地方農林振興局の項に次のように加える。

4	農業改良普及部の職員のうち常時現地で農業改良普及の業務に従事する職員	作業服（上衣）	2	60	図1のうち上衣のとおり
		作業服（夏上衣）	2	60	図2のとおり
		作業服（ズボン）	2	60	図1のうちズボンのとおり
		ゴム製半長靴	1	36	
		作業帽	1	36	
5	農業改良普及部の普及主幹、副主幹及び改良普及員の職務	白衣	2	60	
		作業服（上衣）	2	60	図15のうち上衣のとおり
		作業服（夏上衣）	2	60	図2のとおり

に従事する職員のうち	作業服（ズボン）	2	60	図15のうちズボンのとおり
ち常時現地で生活改	ゴム製半長靴	1	36	
善の業務に従事する	作業帽	1	36	
職員				

別表農業改良普及センターの項を削る。

附 則

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

鳥取県訓令第10号

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成12年 3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員安全衛生管理規程（昭和56年鳥取県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第3の1の項中「、計量検定所」及び「、鳥取農業改良普及センター」を削る。

附 則

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

告 示

鳥取県告示第225号の2

老人保健法（昭和57年法律第80号）第46条の5の2第1項の規定に基づき、指定老人訪問看護事業者を指定したので、同法第46条の17の9の規定により、次のとおり告示する。

平成12年 3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	老人訪問看護ステーションの名称	所 在 地	指定年月日
岩美町	岩美郡岩美町大字 浦富675-1	岩美町訪問看護ステーション	岩美郡岩美町大字 浦富645	平成12年 3月29日
医療法人真誠 会	米子市河崎580	訪問看護ステーション 弓浜ネットケア	米子市大崎1151-1	平成12年 3月29日

鳥取県告示第225号の3

老人保健法（昭和57年法律第80号）第46条の17の6の規定に基づき、指定老人訪問看護事業者から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第46条の17の9の規定により、次のとおり告示する。

平成12年 3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	老人訪問看護ステーションの名称	所 在 地	届出年月日
医療法人社団 因幡会	気高郡鹿野町今市 80	訪問看護ステーションシクラメン	気高郡鹿野町今市 80	平成12年 3月31日